

- 2面◆消費者トラブルに巻き込まれないために
- 3面◆平成26年度下半期の区の財政状況をお知らせします
- 6面◆情報公開・個人情報保護制度について

## 消費者トラブルで困ったときは 消費者相談室 をご利用ください

「電話でしつこく投資を勧められて困っている」、「注文していない商品が送られてきた」、「子どもがおもちゃでけがをした」等、商品やサービスに関するトラブルで困ったことはありませんか？

区の消費者相談室では、区民の皆さんのこうしたトラブルに関する相談を受け付けるほか、消費生活での注意喚起等、さまざまな啓発活動を行っています。

問合せ

産業振興課 ☎内線477



消費者相談室

消費者相談

日時 (月)～(金)、午前8時30分～午後4時30分  
※正午～午後1時、(土)・(日)・(祝)等は除く

多重債務特別相談

日時 毎月第2・4の(金)、午前9時～正午  
※祝等は除く。要予約

場所・問合せ 消費者相談室  
(区役所6階産業振興課内)

☎内線477

相談専用電話

☎(5604)7055

Q. 消費者相談ってどんな相談？

A. 「商品の購入やサービスを受けたときの契約に関する苦情やトラブル」「悪質商法による被害」「商品事故の苦情」等、消費生活に関する相談です。

Q. 消費者相談では何を話せばいいの？

A. 経緯や契約内容を話してください。相談員は、消費者と事業者の双方に中立・公正な立場で問題点を整理し、相談者に必要な情報を提供して、自身で問題解決できるようアドバイスします。相談内容に応じて、相談室が消費者と事業者の間に入り、双方の意見を聞いて、話し合いによる解決を図ることもあります。

Q. 相談に行くときは何を持って行けばいいの？

A. 契約書や購入のきっかけとなったパンフレット、保存してあるインターネットの画面やメールの写し等があれば持参してください。

Q. 事業者の紹介や、対応が悪い場合の指導はしてもらえるの？

A. 消費者相談室には、特定の事業者の信頼性等の情報はありません。「事業者を紹介してほしい」という相談には、事業者を選ぶときの一般的な考え方や注意点等をアドバイスします。また、相談室には事業者に対して指導や命令を行う権限はありませんので、ご理解ください。

### 日本年金機構の個人情報流出を悪用した不審電話等にご注意を

日本年金機構の保有する個人情報の流出について、日本年金機構や年金事務所、区役所から電話・電子メールでの連絡や金銭等を求めることは絶対にありません。不審な電話・電子メール、訪問があった場合は、右記にご連絡ください。

【日本年金機構専用電話窓口】 ☎0120-818211(フリーダイヤル)  
受付時間 午前8時30分～午後9時